



目次

規 則	ページ
◎高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	2
◎高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○保安林の解除予定の通知（2件）（治山林道課）	3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（ 〃 ）	3
○保安林の指定に係る通知の掲示（ 〃 ）	3
○公共測量の終了の通知（4件）（用地対策課）	3
○道路の区域変更（2件）（道路課）	4
公 告	
○令和元年度職業訓練指導員試験の実施（雇用労働政策課）	4
○土地改良区の役員の就退任（5件）（農業基盤課）	5
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定（7・1 掲示）	5
徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示	
○参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程の一部改正	6

規 則

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年高知県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、措置入院者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、所管の福祉保健所長又は福祉事務所長の証明により、入院に要する費用の徴収を行わないものとする。

第14条第3項中「費用」を「入院に要する費用」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、入院に要する費用を負担すべき者について、災害等により所得の著しい減少又は支出の著しい増加があった場合は、当該徴収額を減額し、又は入院に要する費用の徴収を免除することができる。別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

措置入院者等の所得割の額の合算額	入院に要する費用の徴収額（月額）
564,000円以下	0円
564,001円以上	2万円。ただし、入院に要した費用の額又は入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第58条の17第2項において準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。）を控除して得た額が2万円に満たない場合にあっては、当該額

備考 1 この表において「措置入院者等の所得割の額の合算額」とは、措置入院者並びにその配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする扶養義務者について、当該入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいい、同法第328条の規定により課される所得割を除く。）の額（当該額の算定方法については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）別紙第1の2に定めるところによるものとする。）を合算した額をいう。

2 措置入院者が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、この表の規定による当該月の入院に要する費用の徴収額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、同表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定は、令和元年6月1日から適用する。

~~~~~

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第12号****高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和40年高知県規則第83号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「別表に定める基準により、」を削り、「扶養義務者」を「扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。別表において同じ。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該精神障害者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、所管の福祉保健所長又は福祉事務所長の証明により、入院に要する費用の徴収を行わないものとする。

第10条に次の1項を加える。

- 3 入院に要する費用の徴収額は、別表に定めるところにより月額によって決定するものとする。ただし、入院に要する費用を負担すべき者について、災害等により所得の著しい減少又は支出の著しい増加があった場合は、当該徴収額を減額し、又は入院に要する費用の徴収を免除することができる。
- 別表を次のように改める。

**別表（第10条関係）**

| 入院させた精神障害者等の所得割の額の合算額 | 入院に要する費用の徴収額（月額）                                                                                                    |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 564,000円以下            | 0円                                                                                                                  |
| 564,001円以上            | 2万円。ただし、入院に要した費用の額又は入院に要した費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。）を控除して得た額が2万円に満たない場合においては、当該額 |

- 備考 1 この表において「入院させた精神障害者等の所得割の額の合算額」とは、入院させた精神障害者並びにその配偶者及び当該精神障害者と生計を一にする扶養義務者について、当該入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を除く。）の額（当該額の算定方法については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）別紙第1の2に定めるところによるものとする。）を合算した額をいう。
- 2 入院させた精神障害者が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、この表の規定による当該月の入院に要する費用の徴収額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、同表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和元年6月1日から適用する。

~~~~~

高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第13号****高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の一部を改正する規則**

高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則（平成21年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

入院患者等の所得割の額の合算額	自己負担額（月額）
564,000円以下	0円
564,001円以上	2万円。ただし、費用の額又は費用の額から他の法律により給付を受けることができる額（法第39条に規定する他の法律による医療に関する給付の額をいう。）を控除して得た額が2万円に満たない場合にあっては、当該額

- 備考 1 この表において「入院患者等の所得割の額の合算額」とは、入院患者並びにその配偶者及び当該入院患者と生計を一にする扶養義務者について、当該入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割をいい、同法第328条の規定により課される所得割を除く。）の額（当該額の算定方法については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」（平成7年6月16日付け厚生省発健医第189号厚生事務次官通知）別紙第1の2に定めるところによるものとする。）を合算した額をいう。
- 2 入院患者が月の途中で入院を開始し、又は終了した場合においては、この表の規定による当該月の自己負担額の決定に当たっては、日割計算をするものとし、同表中「2万円」とあるのは、「2万円をその月の実日数で除して得た額に入院していた期間の日数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の規定による入院患者の自己負担に関する規則の規定は、令和元年6月1日から適用する。

## 告 示

## 高知県告示第192号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
四万十市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第193号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町越裏門字宮向238の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第194号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和46年3月農林省告示第556号

## 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに四万十市役所及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 高知県告示第195号

令和元年5月農林水産省告示第191号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡いの町勝賀瀬1001番地  
イ 氏名  
弘田 叔子
  - 登記簿記載の住所  
吾川郡いの町勝賀瀬1554番地  
イ 氏名  
伊藤 定衛
- 保安林に指定する通知の要旨
  - 指定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町勝賀瀬字弘瀬3542の1、3543
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

## 高知県告示第196号

高知市長から平成30年6月高知県告示第493号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成31年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県告示第197号

南国市長から平成30年11月高知県告示第852号（公共測量の実

施の通知)で告示した公共測量が平成31年3月25日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第198号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成30年12月高知県告示第966号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成31年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第199号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から平成30年12月高知県告示第972号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成31年3月15日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐佐川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市甲原字高ソ子 776番2から 土佐市甲原字ミカト 1379番3まで	前	6.1 20.4	112
	後	11.1 34.3	112

高知県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年7月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上分多ノ郷
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市多ノ郷字花岡 甲5147番1から 須崎市多ノ郷字一切 京甲5145番1まで	前	11.1 39.5	47
	後	11.1 31.0	47

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、令和元年度職業訓練指導員試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる免許職種について、学科試験のうち指導方法のみを実施する。
- 2 試験の免除  
省令第46条の表の上欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる実技試験又は学科試験を免除する。
- 3 受験資格  
当該職種の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。  
(1) 成年被後見人又は被保佐人  
(2) 禁錮以上の刑に処せられた者  
(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験日時

令和元年9月8日(日)午前10時から

5 試験場所

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

6 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書

イ 履歴書

ウ 受験資格を証する書類の写し

エ 写真(申請前6月以内に撮影した上半身、正面、無帽のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)2枚(受験申請書及び写真票に貼り付けること。)

(2) 受験申請書類の提出期間

令和元年7月22日(月)から同年8月5日(月)まで

なお、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、令和元年8月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。

(3) 受験申請書類の提出先

高知市仁井田1188 高知県立高知高等技術学校

(4) 受験手数料

3,100円(高知県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼り付けること。)

なお、受験申請書を受け付けた後は、受験手数料の返還は行わない。

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付するので、受験当日必ず持参すること。

7 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

8 合格発表

令和元年10月4日(金)に合格者の受験番号を高知県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者に通知する。

また、高知県立高知高等技術学校のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>)において、合格者の受験番号を公表する。

9 その他

(1) 受験申請書(写真票を含む。以下同じ。)は、高知県立高知高等技術学校において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、宛先を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒(定形外)を添えて、高知県立高知高等技術学校に申し込むこと。

(3) 受験手続等について不明な点は、高知県立高知高等技術学校(電話番号088-847-6601)に問い合わせること。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市五台山南部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	大野 富至雄	高知市五台山3024番地
(就任)		
理事	小野 俊司	高知市五台山3209番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市高須長場江左右エ門丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	高橋 長男	高知市高須新木2番33号
〃	澤田 晴夫	〃 高須本町2番57号
〃	澤本 幸茂	〃 高須砂地275番地
〃	田中 健一	〃 高須新木6番43号
〃	白岩 哲	〃 役知町24番9号
〃	澤本 和男	〃 高須砂地197番地
〃	澤本 義博	〃 〃 268番地
〃	津野 信夫	〃 大津乙2343番地
〃	島崎 剛	〃 〃 2108番地
〃	徳廣 力一	〃 〃 2232番地
〃	田中 宏明	〃 高須本町2番46号
〃	小松 雅彦	〃 高須新町二丁目14番20号
〃	小松 孝明	〃 〃 11番18号
監事	坂本 和幸	〃 高須砂地270番地
〃	徳弘 芳治	〃 大津乙2230番イ地
〃	小松 秀和	〃 高須本町4番37号
(就任)		
理事	澤本 幸茂	高知市高須砂地275番地
〃	小松 孝明	〃 高須新町二丁目11番18号
〃	坂本 和幸	〃 高須砂地270番地
〃	澤本 和男	〃 〃 197番地
〃	田中 宏明	〃 高須本町2番46号
〃	小松 雅彦	〃 高須新町二丁目14番20号
〃	田中 健一	〃 高須新木6番43号
〃	松田 健史	〃 南金田2番24号
〃	小松 茂夫	〃 高須新町二丁目13番18号

〃	高橋 康範	〃 高須新木2番32号
〃	徳久 徳	〃 大津乙2241番地
〃	隅田 憲司	〃 〃 2353番地1
〃	徳弘 治市	〃 〃 2077番地
監事	澤本 義博	〃 高須砂地268番地
〃	小松 秀和	〃 高須本町4番37号
〃	徳弘 雄一	〃 大津乙2288番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	土居 義長	高知市布師田2669番地
(就任)		
理事	澤田 高興	高知市布師田2668番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	東山 進	高知市城見町6番11号
〃	上田 康雅	〃 一宮中町一丁目19番31号
〃	近藤美代子	〃 一宮西町三丁目11番64号
〃	上村 誠己	〃 一宮西町四丁目3番34号
〃	東山 利光	〃 城見町6番11号
監事	和田 正國	〃 葛島二丁目3番10号 山崎アパート2階東
〃	笹栗 薫浩	〃 一宮西町三丁目7番18号
(就任)		
理事	東山 進	高知市城見町6番11号
〃	上田 康雅	〃 一宮中町一丁目19番31号
〃	上村 誠己	〃 一宮西町四丁目3番34号
〃	東山 利光	〃 城見町6番11号
〃	上田 芳也	〃 一宮中町一丁目19番30号
監事	和田 正國	〃 葛島二丁目3番10号 山崎アパート2階東
〃	笹栗 薫浩	〃 一宮西町三丁目7番18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年7月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	長野 武文	安芸市穴内乙1554番地
〃	山中 祐立	〃 〃 甲1243番地
〃	仙頭 高幸	〃 〃 甲1231番地
〃	長野 芳雄	〃 〃 甲1506番地
〃	尾木 優太	〃 〃 甲1023番地
〃	長野 功	〃 〃 乙1573番地
〃	仙頭 直輝	〃 〃 甲77番1号地
監事	野町 和利	〃 〃 甲1037番地
〃	前田 徳義	〃 〃 甲1060番地
〃	前田 穰	〃 〃 甲253番地
(就任)		
理事	長野 良孝	安芸市穴内乙20番地
〃	山中 祐立	〃 〃 甲1243番地
〃	仙頭 高幸	〃 〃 甲1231番地
〃	山中 秀樹	〃 〃 甲1086番地
〃	尾木 優太	〃 〃 甲1023番地
〃	長野 功	〃 〃 乙1573番地
〃	仙頭 直輝	〃 〃 甲77番1号地
監事	野町 和利	〃 〃 甲1037番地
〃	前田 徳義	〃 〃 甲1060番地
〃	前田 穰	〃 〃 甲253番地

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

令和元年7月1日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
上村 直人	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	令和元年7月1 日

2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
藤戸 良子	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	令和元年7月1 日

-----  
**徳島県及び高知県  
 参議院合同選挙区  
 選挙管理委員会告示**  
 -----

**徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号**

参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙における選挙運動等の管理に関する規程(平成28年5月徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和元年7月2日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長  
 土居 秀喜

第20条第2項第1号中「に記載した」を「(合同委員会が提供する同様式に準じて調製した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)を含む。以下同じ。)に記載し、又は記録した」に改め、同項第2号中「写真」を「写真(電磁的記録による掲載文を添付するときは、当該掲載文を記録した原稿用紙に記録したもの)」に改める。

第21条第1項中「黒色の色素により明瞭かつ色の濃淡がないように記載しなければ」を「無彩色で記載し、又は記録しなけれ

ば」に改め、同条第3項中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第22条中「記載しよう」と「記載し、又は記録しよう」とに、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第23条第1項中「記載した掲載文」を「記載し、若しくは記録した掲載文」に、「記載の」を「記載又は記録の」に改める。

第24条第1項中「記載し直した」を「記載し直し、若しくは記録し直した」に改める。

**附 則**

この告示は、令和元年7月2日から施行する。